

深谷市手話言語条例（逐条解説）

（目的）

第1条 この条例は、手話が言語であることに対する市民及び事業者の理解の促進に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにすることにより、手話が言語であるとの認識を普及することを目的とする。

【解説】

この条例は、市民及び事業者に対して「手話が言語であるとの認識」を普及することを目的としています。

（1）手話が言語であることの根拠規定

- ① 平成18年の国連総会で採択された「障害者の権利に関する条約」第2条において、「言語とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう」と定義されました。
- ② 平成23年に改正された障害者基本法第3条第3号において「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに…（略）」と、手話が言語に含まれることが規定されました。

（2）手話が言語である、というフレーズで伝えたいこと

ろう者とは、一般的に、生まれつき又はそれと同時期から聴覚に重度の障害があり、それにより日本語（音声言語）の習得が困難だった人のことを言います。また、ろう者は、幼い頃から、日本語の代わりに、手話により周囲の人とコミュニケーションを図ると言われています。ろう者にとって、手話は意思を伝えるための単なる手段ではなく、それ以上に重要な存在です。

聞こえる子どもは、目や耳から情報が入り、自然と日本語を習得していきます。一方、ろう児（ろう者である児童）は、日本語の文字情報は目に入りますが、聞こえる子どものように日本語を習得することは難しく、自分の意思を表現する言語とはなり得ません。

しかし、ろう児の多くは、家族やろう学校の友人等との関りの中で、手話を使ったコミュニケーションを覚えていき、徐々に自分の気持ちを自由に表現する手話を手に入れます。そして、手話により他者と関わることで自らの

感情を豊かにし、手話により複雑な思考能力を育み、成長を遂げることができます。

つまり、手話は、単なる意思伝達の道具ではなく、日本語と同じように、豊かな人間性を涵養するものであり、文化的な生活を送るための基盤となるものです。

本条例は、手話が言語であるということや、ろう者が自らの言語として手話を利用する権利について、市民及び事業者が真に深く理解していくことを求めるものです。

ろう者が手話を使用することで好奇の目にさらされたり、周囲の人に理解がないことで社会参加がかなわなかったりすることがあってはなりません。多くの方が、手話及びろう者に対する理解を深め、手話が言語であると認識できるよう、この条例を制定しました。

(基本理念)

第2条 手話が言語であることに対する市民及び事業者の理解の促進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) ろう者及びろう者以外の者が相互に人格及び個性を尊重すること。
- (2) ろう者の手話による情報取得及び意思疎通を行う権利が尊重される社会の実現を目指すこと。
- (3) 手話は手、指及び体の動き、表情等により表現する言語であって、独自の体系を有するものとして尊重されること。
- (4) 手話はろう者が日常生活及び社会生活を営むために受け継いできた言語として尊重されること。

【解説】

市民及び事業者の皆さんに「手話が言語である」ことを理解していただくにあたり、市が行う施策（普及啓発）の考え方を示しています。同時に、市民及び事業者の皆さんにも理解していただきたい考え方でもあります。

(1) ろう者とは

ろうあ者と言うこともあります。音声言語を獲得する前の失聴等により、手話を第一言語（出生後最初に習得する言語をいう。以下同じ。）とする人

が多いと言われてしています。また、補聴器等により残存聴力を生かして、ある程度聞き取れる者でも、聴覚障害や難聴者という言葉よりも、「ろう」という言葉を好み、自らを、ろう者と表現することもあります。

(2) 第1号関係

当たり前のことですが、私たちが暮らすこの地域には、手話を第一言語とする「ろう者」も一緒に暮らしています。

ろう学校等で、ろう者も日本語を学習しますが、音声の情報がないため、日本語を深く理解することは非常に困難を伴います。そのため、文字を読んで意味を正確に受け取ることが不得意な人もいます。また、筆談の際に、自分の気持ちを日本語の文章に表すことが不得意な人もいます。

このようなろう者と出会ったとき、私たちは、ろう者を見下したり、偏見を抱いたりしてはいけません。また、気の毒だ、大変だろうと自分自身の基準で評価してしまうことも良くありません。もし私たちが、ろう者にとっての第一言語が手話であると正しく認識していれば、このような誤った対応をとることはないでしょう。聞こえる人と聞こえない人がお互いを理解することが、人格及び個性を尊重することにつながるものと考えています。

(3) 第2号関係

ろう学校においては、これまで、口話法が中心であって、口話法の習得が遅れる等の理由で、手話を使うことが正式には認められていませんでした。

平成21年3月に告示された特別支援学校の学習指導要領（小学部・中学部）において、初めて、「手話等を活用した意思の相互伝達が活発に行われるように指導方法を工夫すること」という表現が規定され、手話による意思の相互伝達が特別支援学校（小学部・中学部）の場で認められることになりました。

このような過去の歴史的な背景を踏まえて、手話による情報取得及び意思疎通を行う権利が尊重されることが重要であると考えます。

(4) 第3号関係

手話は、日本語とは異なる言語として尊重することが大切です。言語学的にみると、語彙、文法、単語と単語をつなぐ規則、用法等において、日本語と異なるものと言われてしています。つまり、手話が単に日本語を手や指等の動きに置き換える手段ではなく、言語としての機能を有していることを理解す

ることが重要であると考えます。

(5) 第4号関係

ろう者は、日常生活や社会生活のすべての事象を手話により理解し合い、知識を蓄え、後世に継承しています。この営みこそが手話の文化的な機能であり、言語として尊重すべき理由のひとつです。

(市の責務)

第3条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、手話が言語であることに対する市民及び事業者の理解を促進するための施策を行うものとする。

【解説】

第一条の目的を達成するため、市は、手話が言語であることの普及啓発に取り組めます。条例を制定し、これを周知していくことが最大の啓発効果があるものと考えておりますが、深谷市障害者プランに基づき、具体的な取り組みも実施していきます。

主な取り組みは、市広報、市ホームページによる啓発、パンフレット等の作成、まごころ出張講座の活用、手話を体験できるミニ講座などを予定しています。

(市民及び事業者の役割)

第4条 市民及び事業者は、基本理念に対する理解を深めるとともに、前条に規定する市の施策に協力するよう努めるものとする。

【解説】

市民及び事業者の努力義務を規定するものです。

多くの市民及び事業者が第2条に掲げる基本理念を真に深く理解することにより、聞こえない人への誤解や偏見が生じない社会づくりに寄与するものと考えます。

さらに、市が行う周知啓発の施策に参加し、関心を寄せることにより、聞こえない人も聞こえる人も、誰もが住み慣れた地域で豊かに安心して暮らしてい

ける社会が実現すると考えます。

(協力の要請)

第5条 市は、基本理念に対する市民及び事業者の理解を促進するため、必要に応じ、ろう者、手話通訳を行う者その他の関係者に協力を求めるものとする。

【解説】

市が行う施策に関し、必要に応じて、市は当事者や支援者等に協力を求めることがあることを規定したものです。

市が実施する普及啓発の施策は、市（行政）の取り組みだけで完結するものではありません。必要に応じ、当事者や支援者と協働し、一緒に周知啓発の活動を行うことなどを想定しています。